

第5回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年5月8日(木) 午後1時27分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

3番 都 所 一 郎

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	木 我 健
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

事務局長

1. 開会前

午後1時27分

出席予定の委員さんがお揃いですので、時間前ですが、開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。

本日の会議に、3番 都所一郎委員から欠席の届出がございました。

在任委員15名中、本日の出席委員は14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。

はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。

議長

(金井会長)

2. 開会及び会長あいさつ

午後1時27分

3. 議事録署名委員の指名について

午後1時28分

まず、議事録署名人の指名を行います。沼田市農業委員会会議規則により、議長において7番 木内和男委員、8番 生方大助委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4. 諸般の報告

午後1時28分

議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

(1)農地法第3条の3の規程による届出について

(2)農地法第18条第6項（合意解約）について

(3)制限除外の農地移動について

(4)農地法関係許可取消願について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後1時31分

議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 9 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず 1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

6 番

7 番

10 番委員

栽培作物が苔とのことですが、栽培実績はあるのでしょうか。

事務局員

申請には、他県における栽培実績が提出されています。

10 番委員

わかりました。

議長

続きまして 8 番

9 番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 18 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第１９号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　１件

事務局員　（議案内容説明）

議長　説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長　無いようですので、お諮りいたします。

議案第１６号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　「異議なし」と認めます。

よって、議案第１９号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第２０号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　２件

事務局員　（議案内容説明）

議長　説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず１番

2 番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 20 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長

よって、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず 1 番

2 番

3 番

4 番

議長

墓地については、農地法の他に関係法令があると思ったのですが。

事務局員

本件については、すでに墓地台帳に登載されている場所になるのですが、地目を確認したところ農地だったとのことで、今回申請があったものになります。

議長

わかりました。

続きまして5番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第21号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第22号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

なお各案件における農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第5条第1項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、提出された1番から6番までの案件については、8番 生方大助委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

8番委員

地区の推進委員及び事務局員と現地調査を行いました。現地の状況から見るに転用に問題はないかと思われま。

ただ、市内の営農型太陽光で苔が栽培作物となるのは初めてなので、転用期間が適切かどうか委員の皆様に審議いただいた方が良くと思います。

議長	ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。 無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。 まず1番 2番 3番 4番 5番 6番
議長	先ほど生方委員から話がありました転用期間について、委員の皆さんは何か意見がありますか。
9番委員	苔は何年で出荷されるのでしょうか。出荷まで期間がかかるのであれば相応の長さが必要かと思いますが、すぐできるのであれば、過去に事例がないことも考慮すると、短い期間で細かく確認した方が良いかと思います。
事務局員	営農計画書によると、3年で収穫できる計画となっています。
事務局次長	収穫自体は1年目からできるようです。営農計画では、1年目から収穫を行い、3年目から収穫量がピークになる見込みで計画されています。
9番委員	わかりました。
15番委員	栽培方法はどのようになっているのでしょうか。
事務局員	苔の栽培には、栽培用のシートを利用することです。
15番委員	わかりました。

事務局次長 今回、転用期間は10年で申請されていますが、営農型太陽光において、許可期間は最長で10年以内とされており、必ず10年で許可しなければならないものではないかと思います。なので、委員さんからも話がありましたが、今回栽培作物としても沼田市内において営農実績がなく、また営農型太陽光としても事例がないとのことで、沼田市農業委員会としてどのように判断していくかといったところを協議いただければと思います。

事務局長 1点補足としまして、今回の申請地は荒廃が進んでいるとのことで、何らかの形で有効活用ができないかとのことで、以前から相談があったものとなります。

議長 太陽光パネルの下で苔を栽培するということですね。

事務局長 申請者としては、この地域に適していると考えているとのことで、地元でも説明会を行っていて、うまく稼働できれば、拡大する意向もあるようです。

議長 許可期間について、委員の皆さんの意見はいかがでしょうか。

9番委員 先ほど3年で結果が出るという説明がありましたが、沼田市内で初めてということも考慮して、5年ではいかがでしょうか。

議長 先ほど5年という意見がありましたが、ほかの委員さんはいかがでしょうか。

議長 ほかにご意見がないようであれば、初めての案件ということで、許可期間を5年とすることでいかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それではお諮りいたします。

議案第22号については、転用期間を5年として、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 2 2 号「営農型太陽光発電に係る農地法第 5 条第 1 項及び農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第 2 3 号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 2 3 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 2 3 号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、証明することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後 2 時 1 6 分

6. 協議事項

- (1) 令和 7 年度推進委員の担当地区における活動目標の設定について
- (2) 令和 6 年度の点検・評価について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 沼田市農業委員会会議規則の一部改正について
- (2) 沼田市農業委員会農業委員・推進委員全体会議について
- (3) 農業委員会活動記録簿の作成及び提出について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後 2 時 5 9 分